

## 建築基準法第43条第2項第2号許可の同意についての会長専決基準

香川県建築審査会	
制定・施行	平成11年 5月 1日
改正	平成16年 1月 1日
改正	平成22年 4月 1日
改正	平成30年10月19日

香川県建築審査会の権限に属する事項の内、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第2号の規定による許可に対する建築審査会の同意については、下記1号から5号に該当する場合は会長において専決処分することができる。なお、この専決処分は、月1回行うことができるものとする。

### 記

1 敷地の周囲に公園、緑地、広場等の広い公共用空地进行を有するもので、次に掲げる基準に適合するもの。

- (1) 空地に敷地が有効に2メートル以上接していること。
- (2) 空地が法第42条に規定する道路（以下「道路」という。）と同等の機能を有し、安定的かつ日常的に利用することについて、当該空地の管理者の承諾があること。
- (3) 建築物の用途は一戸建ての住宅であること。
- (4) 建築物の階数は2以下であること。
- (5) 当該空地进行を前面道路とみなし、法の道路に接することを前提とした建築規定（以下「道路関係規定」という。）に適合していること。
- (6) 雨水及び汚水の排水処理設備が確保されていること。

2 敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員4メートル以上のものに限る。）に2メートル以上接するもので、次に掲げる基準に適合するもの（法第43条第2項第1号の規定に基づく認定に係る運用指針の基準に適合するものを除く。）。

- (1) 道は公的事業によって築造されたものであること。
- (2) 道が道路と同等の機能を有し、将来にわたって安定的に利用することについて、当該道の管理者の承諾があること。
- (3) 当該道を法上の前面道路とみなし、法の道路関係規定に適合していること。
- (4) 雨水及び汚水の排水処理設備が確保されていること。

3 敷地と道路との間に幅員が1メートルを超える河川、水路（以下「河川等」という。）又は農道がある場合であって、当該敷地と道路との間が有効に接続されているもので、次に掲げる基準に適合するもの（法第43条第2項第1号の規定に基づく認定に係る運用指針の基準に適合するものを除く。）。

- (1) 敷地が道路に2メートル以上有効に接続する床版等を河川等に設置することについて、当該河川等の管理者の工事許可があること。ただし、既設の床版等がある場合は、建築士等が安全上支障がない構造であることを確認し、当該内容を知事が認めることをもって工事許可にかえることができる。
- (2) 河川等又は農道が有効に接続する道路を法上の前面道路とみなし、法の道路関係規定に適合していること。
- (3) 雨水及び汚水の排水処理設備が確保されていること。

- 4 敷地が、道路に有効に接続する幅員4メートル以上の通路に2メートル以上接するもので、次に掲げる基準に適合するもの。
  - (1) 通路が既に存在し、建築物が立ち並んでいること。
  - (2) 通路が有効に道路に接続されていること。
  - (3) 通路が道路と同等の機能を有し、現状のみならず将来にわたって安定的に利用することについて、当該通路の管理者の承諾があること。
  - (4) 道路に有効に接続する通路を法上の前面道路とみなし、法の道路関係規定に適合していること。
  - (5) 雨水及び汚水の排水処理設備が確保されていること。
  
- 5 道路から進入用の土地を通り、里道を横断して敷地に達する場合で、当該敷地と道路との間が2m以上の幅員で有効に接続されているもので、次に掲げる基準に適合するもの。
  - (1) 既存建築物の建替・増改築で建築物の用途は一戸建ての住宅及びそれに準ずるものであること。
  - (2) 建築物の階数は2以下であること。
  - (3) 道路と里道との間の進入用の土地（以下「専用進入路」という。）が有効に2m以上接する道路を法上の前面道路とみなし、法の道路関係規定に適合していること。ただし、建蔽率及び容積率算定上の敷地面積には専用進入路部分及び里道部分は算入しない。
  - (4) 専用進入路が既に存在すること。
  - (5) 専用進入路部分については、申請敷地の一部と同様に申請者が将来にわたって占有状態を保持することに対して、土地の管理者（土地所有者）から承諾が得られていること。ただし、専用進入路が申請者本人の所有地である場合にあっては、占有状態を保持することに対する誓約書を添付することとする。
  - (6) 雨水及び汚水の排水処理設備が確保されていること。